

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (31329)
地域名 (地域内農業集落名)	八東1地区 (妻鹿野、横地、稗谷、中、志谷、富枝、細見、北山、重枝、上徳丸、下徳丸、竹市)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域における担い手による農地の集積率は33.4%となっている。農業法人による集積は少なく、水稻や果樹を経営の柱として営農を展開する個人の認定農業者が多く存在する。富枝集落周辺では1人の認定農業者が水稻栽培を中心に農地集積を進め集約が進んでいるが、他の集落においては、担い手による大規模な集積はなく、それぞれの農家が営農を継続している状況である。このような農地利用の状況であるが、農地利用区域内農地面積の約40%以上が70歳以上の経営者となっており、今後10年後には耕作者未定農地が増大する事が想定される。

また、本地域においては多面的機能交付金支払制度の活用集落が2集落、他地域集落との連携による中山間直接支払交付金制度の広域協定による活用集落が1集落、個別協定に取組む担い手が1人あり、これらの事業を有効に活用し農地及び農業用施設の維持管理を実施している。しかしながら、事務の複雑化及び農業者の高齢化に伴い今後の事業活用が困難な組織もでてきている。

本地域は梨狩りやリンゴ狩りが体験できるフルーツ観光園も存在し、梨を中心にぶどう、柿の果樹栽培の担い手が多く存在する地域である。親元就農や新規就農の制度を活用して後継者育成も進んでおり、町内でも中心的な果樹産地となっている。

また、八頭町では果樹の新たな担い手を育成するための政策として令和6年度からトレーニングファーム事業を実施している。新規に果樹栽培を希望する者を募り、町内農家の元で研修を実施し、独立営農へと繋げる取り組みである。本事業の1期生の取組として本地域内の徳丸集落で実施している。

※地域内における主な栽培品目:水稻62.0ha、飼料用米・飼料用稲1.3ha、果樹18.5ha、野菜・花等7.0ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は梨を中心とした果樹栽培が盛んな地域であり、後継者を確保する取組を進めながら、果樹農家の経営の維持発展を図っていくとともにトレーニングファーム事業により新規就農者の育成を行っていく。

担い手への農地集積が進んでいる富枝集落周辺においては、地域のバランスを考えながら継続して担い手への集積を進める。

全体的に見ると、個人農家の高齢化により耕作者未定の農地が増大する見込みであるが、一部の集落では今後の地域農業の継続のため機械共同利用による任意の集落営農組織設立に向けた取組を検討している。今後は、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しながら集積を進め、地域と担い手が一体となって農地利用を利用していく体制の構築を図る必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	159.09 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	102.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理機構を活用し集約を進める。 地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借は基本的に農地中間管理事業を活用する事とし、地域内担い手の農地集積計画により集約を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
本地域で、畑地等促進事業等を活用し、果樹園の団地を整備する計画を検討している。(令和8年度開始予定)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の本地域における農業経営安定のためには現在の担い手の存続が不可欠である。地域内担い手が本地域でしっかりと営農が継続できるよう各種補助事業の活用等により支援を行っていく。 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施のサポートを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手による集積が困難な農地については農業支援サービス事業者が実施している農作業受託の斡旋を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて新たな侵入防止柵の設置を行うとともに既存施設の維持管理と情報収集に務める。
- ③本地域の担い手においてドローンによる農薬散布などスマート農業の実践を行っている。
- ⑤徳丸集落においてトレーニングファームの第1期研修生が研修を実践している。
- ⑤徳丸地内で果樹団地の整備構想がある。
- ⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や農道・水路等の保全管理のための取組を進めていく。